

# バージョンアップのご案内

拝啓 貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。  
さて早速ながら下記の内容につきましてご連絡申し上げます。  
なお、ご注文期間が短い為ご迷惑をおかけ致しますが、よろしくご協力の程、御願い申し上げます。ご不明な点、ご質問などがございましたら、弊社までお問い合わせください。

敬具

発行日： 2012年9月6日  
株式会社 東洋  
京都市山科区柳辻草海道町9-5  
TEL. 075-501-6616  
FAX. 075-592-3030

## InterKX法人税 平成24年度追加改正対応版(Ver.H24.20)の予定

特別償却の付表の平成24年度様式に対応したInterKX法人税の平成24年度追加改正版(Ver.H24.20)のリリース予定について、以下のとおりご連絡します。

また、復興特別法人税の創設により新設された3帳票につきましても対応いたします。  
当プログラムは、平成24年4月1日以後に終了する事業年度の法人税の申告に使用していただけます。

以下の内容は変更される可能性があります。あらかじめご了承ください。

1. 発行プログラム
2. 特別償却の税制改正の内容
3. 税制改正の対応内容(予定)
4. 税制改正(復興特別法人税)の対応内容(予定)

### 1. 発行プログラム

#### 1-1. 発行プログラムとバージョンアップの対象

発行プログラム	発行バージョン	バージョンアップの対象
InterKX 法人税 *1	H24.20	H24.10、H24.1.e2

\*1 「InterKX 法人税 平成23年度(Ver.H23.31)」のセットアッププログラムが含まれます。  
Ver.H23.3用のライセンスキーが必要です。

#### 1-2. リリース時期(予定)

- (1) 送品開始日(予定)  
InterKX 法人税 : 2012年10月15日(月)
- (2) InterKXインターネットダウンロード(ダウンロードマネージャー)の公開(予定)  
InterKX 法人税(自動・手動配信) : 2012年10月17日(水) 9時
- (3) マイページのダウンロード公開(予定)  
InterKX 法人税 : 2012年10月17日(水) 9時

※保守契約にご加入で、改版纳入方法をダウンロード選択された後に改版手配されたお客様は、「エプソン会計システム マイページ」よりダウンロードが可能です。

#### 1-3. 法人税Ver.H24.2用の電子申告プログラム(Ver.H24.20.e3)について

法人税 電子申告プログラム(Ver.H24.20.e3)の提供時期は、法人税システム本体のマイページからのダウンロード公開と同日となります。(10月17日(水)公開予定)

#### 1-4. 減価償却システムとのデータ連動対象プログラム（別表四、別表十六）

法人税 Ver.H24.20 の連動対象となる減価償却システムは Ver.14.0 以降になります。  
 ※InterKX 版同士が連動可能です。

減価償却	法人税	
Ver.14.0	平成24年度	Ver.24.2、Ver.24.1
Ver.13.1、13.0 Ver.12.0 Ver.11.0 Ver.10.0 Ver.9.0	平成23年度 平成22年度 平成21年度 平成20年度	Ver.H23.3、Ver.H23.2、Ver.H23.1 Ver.H22.2、Ver.H22.1 Ver.H21.2、Ver.H21.1 Ver.H20.3、Ver.H20.2、Ver.H20.1
Ver.8.1	平成19年度	Ver.H19.2

## 2. 特別償却の税制改正の内容

法人税システムに係る特別償却の税制改正の内容は、次のとおりです。

### 2-1. エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却（特別償却の付表(二)）

- ・電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定を受けた、太陽光または風力発電設備で一定規模以上の設備について、即時償却ができることとされました。  
平成 24 年 7 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの期間内に取得等をして、その取得等をした日から 1 年以内に事業の用に供した資産が対象となります。
- ・上記改正に伴い、エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却の対象となる新エネルギー利用設備等から、太陽光および風力発電設備が除外されました。

### 2-2. 中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却（特別償却の付表(三)）

- ・対象資産に測定工具及び検査工具並びに試験又は測定機器が追加（製品の品質管理の向上に資する工具、器具及び備品の追加）されました。
- ・対象となるデジタル複合機の範囲から指定期間内の各事業年度において取得又は製作をして指定事業の用に供したものの取得価額の合計額が 120 万円以上のものが除外されました。
- ・適用期限が平成 26 年 3 月 31 日まで 2 年延長されました。

## 3. 税制改正の対応内容（予定）

税制改正に伴うシステムの変更内容は、次のとおりです。

### 3-1. 法人税別表・地方税様式の変更内容

システムで対応している帳票の Ver.H24.10 からの主な変更点は、次のとおりです。

帳票等	変更内容
別表六(十七)	・比較給与等支給額(18)：自動計算の式を変更 ※フォームは変更なし
別表十一(三)	・当期に取り崩すべき金額(6)：H24.4.1 以後開始事業年度の場合、0 を出力するように変更 ※フォームは変更なし
特別償却の付表(一)	・帳票タイトル：措法 42 の 5 ①、68 の 10①が削除 ・エネルギー需給構造改革推進設備等の区分(1)：「42 条の 5 第 1 項( )

	<p>号( )」「68条の10第1項( )号( )」が削除。  旧42条、旧68条の前に「平( )」が追加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・[四号該当] 証明年月日(17)：項目名が「[旧四号該当] 証明年月日」に変更</li> </ul>
特別償却の附表(二)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・帳票タイトル：措法42の5①、68の10①、旧措法42の5①、68の10①に変更</li> <li>・エネルギー環境負荷低減推進設備等の区分(1)：「42条の5第1項( )号( )」「68条の10第1項( )号( )」に変更。  「旧42条の5第1項( )号( )」「旧68条の10第1項( )号( )」が追加</li> <li>・普通償却限度額(10)：新規項目の追加、以降の項目番号のずれ</li> <li>・特別償却率(11)：明細行で償却率の分子の表記が「30」</li> <li>・特別償却限度額(12)：計算式が変更</li> <li>・[一号イ該当] 認定発電設備に該当する旨の経済産業大臣の認定年月日(15)：新規項目の追加</li> <li>・[一号イ該当] 認定発電設備の出力(16)：新規項目の追加</li> </ul>
特別償却の附表(三)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・帳票タイトル：旧措法42の6①、68の11①が追加</li> <li>・当期における特定の工具、器具及び備品又は特定のソフトウェアの取得価額の合計額(14)：項目名の変更</li> <li>・国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格15408に基づく評価及び認証の有無(15)：新規項目の追加、以降の項目番号のずれ</li> </ul>
特別償却の附表(四)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・帳票タイトル：条項に「旧」が追加</li> <li>・特別償却の種類(1)：条項先頭に「旧」が追加。</li> </ul>
特別償却の附表(七)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定設備等の区分(1)：旧43条、旧68条の前に「平( )」が追加</li> <li>・基準取得価額割合(10)：明細行で償却率の分子の表記が「75又は100」</li> </ul>
特別償却の附表(十八)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別償却率(10)：明細行で償却率の分子の表記が「12、14、16又は20」</li> </ul>
適用額明細書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条項一覧：変更された条項、区分番号に対応</li> <li>・租税特別措置法の条項 旧法の選択：「非営利」を追加（「特定非営利活動促進法改正前旧措置法」と出力）</li> </ul>
第六号様式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの：新規項目の追加</li> <li>・所得金額総額(33)：項目名に計算式を表記</li> <li>・所得金額の計算（縦書の項目名）：「所得金額の計算の内訳」に変更</li> <li>・所得金額(65)：転記元 別表四の項目番号が(37)→(35)に変更など</li> <li>・仮計(70)：新規項目の追加、以降の項目番号のずれ</li> <li>・所得金額差引計(71)：項目削除</li> <li>・法人税の所得金額(72)：転記元 別表四の項目番号が(46)→(48)に変更など</li> </ul>
第六号様式別表二の三	<ul style="list-style-type: none"> <li>・明細行：12行→11行に変更</li> </ul>
第六号様式別表五	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所得金額又は個別所得金額(1)：転記元の別表四の項目番号が(37)→(35)、別表四の二付表の項目番号が(46)→(44)に変更</li> <li>・商工組合等の社外流出による益金算入額(5)：項目削除、以降の項目番号のずれ</li> <li>・新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額(26)：新規項目の追加</li> <li>・農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額(27)：新規項目の追加</li> <li>・農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額(28)：新規項目の追加</li> <li>・関西国際空港用地整備準備金積立額の損金算入額(29)：新規項目の追加</li> <li>・再投資等準備金積立額の損金算入額(30)：新規項目の追加</li> <li>・合計(31)：新規項目の追加</li> </ul>
第六号様式別表五の二	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単年度損益(5)：転記元の第六号様式(71)を削除、別表五の項目番号が(24)→(22)に変更</li> </ul>

第六号様式別表五の二の二	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単年度損益(4)：転記元の別表五の項目番号が(16)→(14)に変更</li> <li>・外国の事業に帰属する単年度損益(9)：転記元の別表五の項目番号が(17)→(15)に変更</li> </ul>
第六号様式別表九	<ul style="list-style-type: none"> <li>・帳票タイトル：「欠損金額等及び災害損失金の控除明細書」に変更</li> <li>・控除前所得金額(1)：新規項目の追加</li> <li>・所得金額控除限度額(2)：新規項目の追加</li> <li>・明細行：12行→11行に変更</li> <li>・明細行：「区分」の新規項目の追加</li> <li>・控除未済欠損金額等又は控除未済災害損失金(3)：項目名の変更</li> <li>・災害の種類：新規項目の追加</li> <li>・災害のやんだ日：新規項目の追加</li> <li>・当期の欠損金額(6)：新規項目の追加</li> <li>・災害により生じた損失の額(7)：新規項目の追加</li> <li>・保険金又は損害賠償金等の額(8)：新規項目の追加</li> <li>・差引災害により生じた損失の額(9)：新規項目の追加</li> <li>・繰越控除の対象となる損失の額(10)：新規項目の追加</li> </ul>
第九号の二様式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様式番号が「第六号様式別表四の四」から変更</li> </ul>
第九号の三様式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様式番号が「第九号の二様式」から変更</li> </ul>
第二十号様式別表二の三	<ul style="list-style-type: none"> <li>・明細行：12行→11行に変更</li> </ul>
第七号様式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等(8)：項目名の変更</li> <li>・⑭のうち特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等に係る法人税割額(15)：項目名の変更</li> </ul>
第二十号の三様式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等(9)：項目名の変更</li> <li>・⑭のうち特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等に係る法人税割額(15)：項目名の変更</li> </ul>
欠損金の繰戻しによる還付請求書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連結納税の承認を取消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額(11)：項目名の変更</li> </ul>

## 4. 税制改正（復興特別法人税）の対応内容（予定）

復興特別法人税（平成 24 年 4 月 1 日以後開始課税事業年度から適用）に伴うシステムの変更内容は、次のとおりです。

参考：「復興特別法人税のあらまし（平成24年3月）」（国税庁ホームページ）。

[http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/hojin/fuko\\_tokubetsu/01.htm](http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/hojin/fuko_tokubetsu/01.htm)

### 4-1. 復興特別法人税申告書別表の新規追加

新設された次の 3 帳票を追加します。

帳票等	別表名
復興特別法人税 別表一 (カラーOCR 帳票)	各課税事業年度の復興特別法人税に関する申告書
復興特別法人税 別表二	復興特別所得税額の控除に関する明細書
復興特別法人税 別表三	外国税額の控除に関する明細書

### 4-2. 既存別表へ転記計算の対応

復興特別法人税申告書別表の新規追加に伴い、以下の既存別表への転記計算に対応します。

帳票等	変更内容
別表三(一)	・法人税額及び復興特別法人税額(4)：自動計算の式に「復興特別法人税申告書別表一(4)」の加算を追加
別表四	・法人税額から控除される所得税額及び復興特別法人税額から控除される復興特別所得税額(31)：自動計算の式に「復興特別法人税申告書別表二(6)の③」の加算を追加
別表五(二)	・確定(4)の②の下段：自動計算の式に「復興特別法人税申告書別表一(4)」の加算を追加

### 4-3. その他対応内容

帳票・機能等	対応内容
検算・税額計算画面	・【法人税】の中に「復興特別法人税額」の項目を追加します。
納税一覧表	・「法人税」の行に下に「復興特別法人税」の行を追加します。 ・「控除所得税他」の下に「控除復興税額」の項目を追加します。
税務基本項目比較表	・1 ページ目：「法人税」の行に下に「復興特別法人税」の行を追加します。 ・2 ページ目「未納法人税」を「未納法人税・未納復興法人税」に変更します。
税務代理権限証書	・税務代理権限証書の入力画面で税目の選択肢に「復興特別法人」を追加します。
税務署用紙への印刷	・「復興特別法人税」のタブを追加し、復興特別法人税 別表一の税務署用紙への印刷に対応します。

以上、よろしくお願ひします。

# InterKX 法人税 平成 24 年度 税制改正対応版 注文書

貴社名 \_\_\_\_\_

ご担当者名 \_\_\_\_\_

改版商品

商品コード	商品名	価格(税込)	ご注文欄
I121H242	InterKX法人税 1ユーザー 改版	¥25,935	
I123H242	InterKX法人税 3ユーザー 改版	¥33,442	
I125H242	InterKX法人税 5ユーザー 改版	¥40,950	
I12T1H242	InterKX法人税 追加ライセンス1U 改版	¥4,441	
I12T5H242	InterKX法人税 追加ライセンス5U 改版	¥20,475	

年間プログラム保守契約

商品コード	商品名	保守契約料(税込)	ご注文欄
HKIKX12	InterKX法人税 1ユーザー	¥39,900	
HKIKX123	InterKX法人税 3ユーザー	¥51,450	
HKIKX125	InterKX法人税 5ユーザー	¥63,000	
HKIKX12T1	InterKX法人税 追加ライセンス1ユーザー	¥6,825	
HKIKX126	InterKX法人税 追加ライセンス5ユーザー	¥31,500	

今回ご不要	
-------	--

**【保守対象期間】**

今回保守対象となる保守改版ユーザー様は、リリース月12年10月が保守契約期に含まれる方です。(保守契約開始月が11年11月～12年10月が該当)

※保守契約済みのユーザー様につきましては、弊社でプログラムの手続きを致しますので、注文書の返送は不要です。

※ご不明な点がございましたら、担当営業までご確認下さい。

ご注文締切日      2012年 9月25日 (火) 10:00まで

出荷開始予定日    2012年10月15日 (月)

FAX    075-592-3030